

平成28年(行ウ)第9号  
 権利変換計画不認可処分取消等請求事件  
 原告 新町西地区市街地再開発組合  
 被告 徳島市

証拠説明書(11)  
 (甲56号証～甲58号証)

平成29年3月13日

徳島地方裁判所 第2民事部 合議B係 御中

原告  
 訴訟代理人弁護士 坂和章



同 弁護士 坂和宏展

証拠番号	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
56 甲の 1	「伊勢原駅北口周辺の市街地整備」と題する資料	写し	H28.6.10	伊勢原市役所都市部都市整備課駅周辺整備係(伊勢原市のウェブサイトから引用)	伊勢原市・伊勢原駅北口の再開発事業について、再開発事業の「後継事業」として沿道整備街路事業の実施が進められ、事業地区は再開発事業よりむしろ拡大しているなど、自治体が責任をもって駅周辺地区の再生に取り組んでおり「中止」よりもむしろ「変更」というべきものであること等。
56 甲の 2	「沿道整備街路事業によるまちづくり」と題する資料	写し	H19.2	伊勢原市役所都市部都市整備課(同上)	同上
57 甲の 1	「観光都市・伊勢の再生はあるか①」と題する記事	写し	H20.1.15	RBAタイムズ牧田司記者(RBAのウェブサイトから引用)	伊勢市・宇治山田駅前の再開発事業については、戦前からある駅前商店街と老朽化した伊勢市観光文化会館の建替えを一体化して行う再開発事業が進められていたところ、キーテナントである近鉄が出店を取りやめたために事業が頓挫し、再開発組合も決議によって解散したこと等。

甲 57 の 2	伊勢市観光文化会館 (伊勢市公式サイト)	写し	不詳	伊勢市	伊勢市の施設である伊勢市観光文化会館については、再開発事業に代わって平成11年から平成13年にかけてリニューアル工事が行われ、自治体が責任をもって代替事業を行っていること等。
甲 57 の 3	伊勢市観光文化会館 について(伊勢市観光 文化会館公式サイト)	写し	不詳	伊勢市観光 文化会館	同上。
甲 58 の 1	「中止事業について」と 題する資料	写し	H15.4.1	国土交通省 (同省のウェブ サイト上の 「平成15年 度予算に向 けた国土交 通省所管事 業における 事業評価 について」資 料3)	大牟田市・大正町1丁目地区については、地元の有力百貨店の「松屋」が核となって進められた再開発事業であったが、運営主体となる第三セクター(タウンマネジメント大牟田)が公的融資を獲得できなかったこと、事業の核である松屋が民事再生法の適用を申請したこと等から、組合自身が決議により解散し、事業が中止となったものであること等。
甲 58 の 2	「松屋の倒産」と題する インターネット上の記 事	写し	不明	不詳(ウェブ サイト「松屋 の24, 362 日」 <a href="http://bouga ku.fc2web.com/matsuya-menu.htm">http://bouga ku.fc2web.com/matsuya-menu.htm</a> より引用)	同上。